

# 特定農薬って... ?



昨年の夏、プリクトランとダイホルタンをはじめとする無登録農薬が大きな問題となり、新聞を賑わせました。

農薬を製造・販売をするときは、農林水産大臣の登録を受けねばならないことが農薬取締法によって定められています。一度登録された農薬は、種々の理由で登録が取り消されることがあります。この場合、販売することはできなくなりますが、使用に対する規制はありませんでした。食品衛生法で定められている残留基準が守られていれば、使用しても問題とはなりませんでした。

ところが、残留基準違反が見つかり問題となったプリクトランとダイホルタンは、どちらの農薬も登録が取り消されていました。それにもかかわらず、全国的に販売されて市場に出回っていることが発覚したため大きな問題となったのです。

これまで、無登録農薬は使用についての規制がなく、混乱を生じていました。そこで、農薬取締法を改正して従来の販売禁止に加え、製造、輸入、使用も禁止することになりました。あわせて、これらの規制のかからない「特定農薬」を新たに指定することになりました。

「特定農薬」とは、「原材料に照らし農作物等、人畜等に害を及ぼすおそれの無いことが明らかかなものとして、農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」として定義されています。これは、病虫害の防除や忌避など、農薬のような用途で使われている資材（食酢液など）で、農作物等、人畜等に害を及ぼすおそれの無いことが明らかかなものを「特定農薬」に指定して、製造・輸入時の登録義務や使用に関する規制等を免除するものです。

農林水産省では「特定農薬」になりそうな物の情報を集めていました。これまで、「特定農薬」の候補としては下の表のような物が挙がっています。牛乳やアイガモといった、農薬とはとても呼べない物も挙がっていますが、「特定農薬」の定義には合っています。

これらの物は、「特定農薬」に指定することが適当かどうかを農業資材審議会で審議された後、審議内容についての意見を一般から募集します。その結果に基づいて、農林水産省、環境省の告示により「特定農薬」として指定される予定です。「特定農薬」という新しい言葉が定着するまでには、しばらく時間がかかるでしょう。（生活科学部）

特定農薬の候補一覧

天敵生物以外のもの	天敵生物など
A. 植物、カビ、細菌 木酢液、薬草、米ぬか、植物油、果実酢など	A. 昆虫・ダニ類 てんとう虫等の捕食性昆虫・ダニ、寄生バチ等の寄生性昆虫
B. 動物由来のもの 牛乳、粉ミルク、発酵乳、キチン・キトサンなど	B. 脊椎動物 アイガモ、アヒル、スズメ、コイ、カエルなど
C. 化学製品 硫黄、消毒液、石灰、ナフタリン、木工用ボンド、洗剤など	C. 甲殻類 カブトエビ、ホウネンエビ
D. 鉱物質・金属 ケイソウ土、銅、銀など	D. 細菌・カビ・ウイルス等 昆虫病原糸状菌・細菌・ウイルス、植物ウイルスなど
E. その他食品産業で製造される食品 酒類、食酢、重曹、砂糖など	
F. 電解水、機能水 酸性・アルカリ性電解水、海水・海洋深層水など	